

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	福祉車両等の仕入れに係る消費税の取扱いに関する所要の措置 (国 税 21)(消費税:外) (地方税 23)(地方消費税:外)
2	要望の内容	平成23年度の税制改正において消費税の仕入税額控除に関するルールが見直されたことに伴い、福祉車両等を製造・販売する事業者において仕入れに係る消費税の取扱いに影響が生じていることなどを踏まえ、福祉車両等に係る消費税の取扱いのあり方を検討し、所要の措置を講じる。  身体障害者用物品の非課税措置：消費税法（昭和63年法律第108号）第6条及び別表第1において、社会政策的配慮から消費税非課税と規定されている。対象となる範囲については、消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第14条の4において、厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定することとされており、具体的には、消費税法施行令第14条の4の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理を定める件（平成3年厚生省告示第130号）において、計51品目が指定されている。
3	担当部局	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	（租税特別措置等により実現しようとする政策目的）  福祉車両等を製造・販売する事業者の経営継続の安定性を確保するとともに、必要な福祉車両等の低価格での流通を確保することで、障害者等の生活を支援すること。 ----- （政策目的の根拠）  <u>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)</u> 第1条 この法律は、……身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もつて身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。
	政策目的及びその根拠	基本目標 障害のある人もない人も地域とともに生活し、活動する社会作りづくりを推進すること。  施策大目標1 必要な障害福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること
	政策体系における政策目的の位置付け	1 - 1

			障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること。
		達成目標及び測定指標	<p>(租税特別措置等により達成しようとする目標)</p> <p>福祉車両等を製造・販売する事業者の経営継続の安定性を確保するとともに、必要な福祉車両等の低価格での流通を確保すること。</p>
			<p>(租税特別措置等による達成目標に係る測定指標)</p> <p>福祉車両等について、十分かつ低価格な流通を確保すること。</p>
			<p>(政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与)</p> <p>必要な福祉車両等の低価格での流通を確保することで、障害者等の地域における安定した暮らしを確保することができる。</p>
8	有効性等	適用数等	-
		減収額	-
		効果・達成目標の実現状況	<p>(政策目的の実現状況)(分析対象期間:平成 25 年 8 月)</p> <p>福祉車両等を製造・販売する事業者の国内での市場規模(福祉用具としての市場規模であり、身体障害者用物品以外の物品も含む。)は 7,735 億円(平成 5 年度)から 1 兆 1,955 億円(平成 23 年度)へと拡大しているものの、1 兆 2,823 億円(平成 18 年度)のピークから、近年縮小傾向であることを踏まえると、事業の継続が困難となる事業者が生じることにより、必要な福祉車両等の低価格での流通の確保が困難となり、障害者等の地域における安定した暮らしを確保できなくなる等のおそれがある。</p> <p>(租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況)(分析対象期間: ~ )</p> <p>-</p> <p>(租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響)(分析対象期間:平成 25 年 8 月)</p> <p>事業者が福祉車両等に関する事業を縮小する等のおそれがある。</p> <p>(税収減を是認するような効果の有無)(分析対象期間:平成 25 年 8 月)</p> <p>事業者が事業を縮小する等により福祉車両等の十分かつ低価格な流通が確保できない場合、身体障害者等が生活上必要不可欠な物品を入手することができなくなり、自立した生活を送ることができなくなる。</p>

9	相当性	租税特別措置等によるべき妥当性等	福祉車両等については、卸売業者を通じる場合や、貸与による場合があるなど、その流通経路が様々であり、要望の措置を講ずることで、幅広く負担軽減を図ることが妥当である。
		他の支援措置や義務付け等との役割分担	-
		地方公共団体が協力する相当性	-
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-